

(案)

令和7年度認可外保育施設調理担当者等検便業務委託契約書

那覇市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、認可外保育施設調理担当者等検便業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（業務内容）

第1条 甲が乙に委託する業務は、仕様書のとおりとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、この契約の締結の日から令和8年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託料の額は、1人1回当たりの料金〇〇〇円に受診者数を乗じて得た額とする。ただし、消費税及び地方消費税は、別途とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、那覇市契約規則第30条第1項第9号の規定により免除する。

（委託料の支払い及び業務報告）

第5条 乙は、この契約書に定める事項を確実に履行し、履行後速やかに受検状況、結果について報告し、同時に委託料並びに消費税及び地方消費税額（以下「委託料等」という。）の請求をするものとする。

2 甲は、請求内容を審査し、適正と認めたときは、請求書受理の日から30日以内に乙に対し委託料等を支払うものとする。

（個人情報の取扱い）

第6条 乙は、この契約において取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護の重要性を認識し、機密として管理し、この契約の利用目的又はその合理的な関連の範囲内で業務の遂行に必要な限りにおいて利用できるものとする。

2 乙は、法令に定める場合を除き、正当な理由なく個人情報を第三者に開示、提供又は漏えいしてはならない。

3 乙は、甲が受診者の個人情報の利用について同意を得たことを前提として、この契約を実施するものとする。

（環境への配慮）

第7条 乙は、この契約を実施するに当たっては環境に十分配慮するものとし、特に医

療廃棄物に関しては、適正に処理を行うこととする。

(契約解除)

第8条 甲は、乙が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反した場合又は乙がこの契約を完全に履行する見込みがないと判断した場合は、この契約を解除することができるものとする。

2 甲は、乙、又は乙との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係者に該当すると判明したときは、この契約を解除することができる。

(権利等の譲渡)

第9条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。

(その他必要事項)

第10条 この契約に定めていない事項について定める必要が生じたとき又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

(追認)

第11条 甲、乙は令和7年4月1日から契約締結の日の前日までになされた行為を追認し、この契約の定めによってなされたものとみなす。

この契約を証するため、本書を2通作成し、双方記名押印の上、各自がその1通を所持する。

令和7年 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市
那覇市長 知念 覚

乙 ○○○○○○
○○○○○○
○○○ ○○○